

普及促進委員会の設立の経緯について

平成 18 年 11 月 6 日から平成 19 年 3 月 26 日にかけて「プラットフォームの在り方に関する協議会」が開催され、CS 有料多チャンネル放送のさらなる普及・発展のために、CS プラットフォーム事業者が視聴者及び衛星放送事業者の双方に対して適正に業務を提供できるよう、その在り方について広く意見を求めるとともに現行の「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」についての見直しが行われた（[協議会についての詳細はこちら](#)）。

当協議会において「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会（仮称）」と「普及促進委員会（仮称）」の 2 の委員会の設置が提言され関係者間の協議の上「普及促進委員会」を設置するにいたったものである。

以下「プラットフォームの在り方に関する協議会報告書」からの抜粋

V. 2 の委員会の設置について

1. 衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会（仮称）

当該委員会は協議会で提言されたように、自主ガイドラインの運用に関する調停・仲裁機関の確保を目的に設置するものであり、プラットフォームの公正性・中立性・透明性を確保するための措置を講ずることを目的としたものである。具体的には、自主ガイドラインの運用状況の調査、確認および協議を行うこと、苦情等の調停ならびに裁定を行なうものとし、状況によってはガイドラインの内容についてCS プラットフォーム事業者に対して改訂を勧告するものである。委員会の公正を確保するため有識者を交え、CS プラットフォーム事業者、衛星放送事業者によって構成し、定期的に開催する。また苦情等の申立てがあり、①ガイドラインに関するもの ②当事者間の話し合いが相容れない状況になっているもの、であった場合には、適宜委員会を開催するものである。

（資料 11、資料 12）

2. 普及促進委員会（仮称）

当該委員会はCS 放送の加入者増加を図るために、CS プラットフォーム事業者と衛星放送事業者とが、意見交換・協議を行うための調整機関として設置するものであり、広告宣伝や加入促進施策に関する事項についての意見交換・協議、共同展開の検討、CS プラットフォーム事業者が視聴者拡大のために行なうコ

コンテンツ事業についての効果/事後レビューを行なう。またガイドラインに基づく開示情報に関する意見交換も行うものとする。委員会の構成は親会と施策検討ワーキンググループから成り、毎月 1 回程度定期的を開催するものとする。委員の構成については全衛星放送事業者の中から衛星放送協会が責任をもって推薦する者と、CSプラットフォーム事業者が選任する者で構成する。

(資料 13)